

令和 2 年

第 4 回市議会定例会 議案第 9 号

函館市債権の管理に関する条例等の一部を改正する条例の
制定について

函館市債権の管理に関する条例等の一部を改正する条例を次のように
定める。

令和 2 年 1 2 月 1 日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市債権の管理に関する条例等の一部を改正する条例

次に掲げる条例の規定中「特例基準割合（当該年の前年に」を「延滞
金特例基準割合（平均貸付割合（」に、「の規定により告示された割合」
を「に規定する平均貸付割合をいう。））」に改め、「（以下「特例基準
割合適用年」という。））」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「そ
の年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

(1) 函館市債権の管理に関する条例（平成 2 0 年函館市条例第 6 0 号）

附則第 3 項

(2) 函館市国民健康保険条例（昭和 4 4 年函館市条例第 2 6 号）附則

第 4 条

(3) 函館市介護保険条例（平成 1 2 年函館市条例第 2 1 号）附則第 3

条

(4) 函館市後期高齢者医療に関する条例（平成 2 0 年函館市条例第 19

号）附則第 2 条

(5) 函館市北海道営土地改良事業分担金等徴収条例（平成 2 年函館市

条例第 9 号）附則第 2 項

附 則

- 1 この条例は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の函館市債権の管理に関する条例附則第 3 項，函館市国民健康保険条例附則第 4 条，函館市介護保険条例附則第 3 条，函館市後期

高齢者医療に関する条例附則第2条および函館市北海道営土地改良事業分担金等徴収条例附則第2項の規定は、延滞金のうち令和3年1月1日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

(提案理由)

地方税法の一部改正に準じ、延滞金の割合の特例に関する規定を整備するため